

## 熊本市営住宅家賃・敷金の減免及び徴収猶予事務取扱要綱

制定	平成	2年	7月	1日	建設局長決裁
改正	平成	6年	7月	1日	建設局長決裁
	平成	10年	4月	1日	建設局長決裁
	平成	13年	4月	1日	建設局長決裁
	平成	21年	7月	1日	住宅課長決裁
	平成	22年	3月	23日	都市建設局長決裁
	平成	23年	1月	12日	都市建設局長決裁
	平成	23年	6月	17日	住宅課長決裁
	平成	25年	4月	1日	住宅課長決裁
	平成	25年	8月	16日	住宅課長決裁
	平成	27年	1月	8日	都市建設局長決裁
	平成	29年	2月	23日	住宅課長決裁
	平成	30年	2月	28日	住宅課長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号。以下「条例」という。）第17条に規定する家賃及び第20条に規定する敷金（以下「家賃等」という。）の減免又は徴収猶予について必要な事項を定めるものとする。

### (減免対象者)

第2条 家賃等の減免対象者は、市営住宅の入居者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助の受給者以外のもので入居者及び同居親族の収入月額が55,000円以下である者
- (2) 生活保護法による住宅扶助の受給者で家賃額が同法の規定による住宅扶助額を越える者
- (3) 生活保護法による住宅扶助の受給者で入院加療等により住宅扶助を停止された者
- (4) 震災、風水害、火災その他天災地変で災害を受けた者
- (5) 建替事業等で制度移行に伴い必要と認められる者
- (6) 年度途中の収入変動に対応するため必要であり、かつ、収入の再認定を行わない者
- (7) 入居者又は同居者が20歳未満の子を扶養している母又は父（母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条の2号に規定する女子又は男子）で、所得税法第81条の規定による控除の対象となっていない者
- (8) 前各号に準じる者で特別の事情により市長が必要と認めた者

2 前項第1号の収入月額の算定については次に掲げるところによる。

- (1) 継続的な課税対象となる収入及び非課税所得とされている年金給付金等の収入等の全ての収入（児童手当を除く。）を基礎とし、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の規定に準じて算出した額とする。
- (2) 所得税法第2条第1項第30号及び第31号の適用については、婚姻暦のないひとり親世帯についても寡婦（夫）とみなす。
- (3) 同居でない被扶養者のうち子（養子を含み、学生又は施設等に入所中である者に限る。）以外のものについては、被扶養者としての算定の対象としない。

### (減免基準)

第3条 前条第1項各号に該当する者の家賃等の減免の基準は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者については、別表第1の減免基準額 に応じ減額率を家賃額に乗じて得た金額を減額（減額すべき金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。）する。また、特定目的住宅のうち、低家賃向住宅の入居者で収入月額が0円の世帯については、別表第2の区分により減額する。ただし、減額後の家賃が8,000円未満（低家賃向住宅については2,000円未満）となる場合は、当該家賃が8,000円（低家賃向住宅については2,000円）とする。

賃向住宅については2,000円)となる額をもって減額する額とする。

- (2) 前条第1項第2号に該当する者については、家賃額が住宅扶助額を越える額を減額することができる。
- (3) 前条第1項第3号に該当する者については、住宅扶助を停止された期間の家賃を免除することができる。
- (4) 前条第1項第4号に該当する者については、次に掲げるところにより減免する。
  - ア 当該市営住宅の災害による損傷が特に著しいため、市長が使用不能と認定した場合は、その認定期間に応じた家賃を免除する。
  - イ 当該市営住宅の災害による損傷が著しいため、市長が使用するに不便と認定した場合は、その認定期間に応じた家賃の50%を減額する。
- (5) 前条第1項第5号については、建替事業に伴い入居者に建替後の家賃を提示してしまっている場合等に減額により家賃の調整を行うものとする。また、建替え及び制度改正に伴い負担調整期間を設けた場合の減免は負担調整前に減免算定するものとする。
- (6) 前条第1項第6号に該当する者については、年度途中の退職等による収入の変動があった場合は、減額により家賃の調整を行うものとする。
- (7) 前条第1項第7号に該当する者については、当該者の所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項31号に規定する寡夫とみなして同法第81条の規定による控除を行った後の収入月額に応じた家賃額と、本来の収入月額に応じた家賃額との差額を減額する。
- (8) 前条第1項第8号に該当する者については、前各号に準じ減額する。

#### (減免申請の手続)

第4条 家賃等の減免申請をしようとする入居者は、熊本市営住宅条例施行規則(平成10年規則第24号。以下「規則」という。)に定める家賃・敷金の減額免除・徴収猶予申請書(規則様式第8号)に最近の収入が確認できる書類及び次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 年金、恩給等を受給している者にあつては、受給証明書等の写し
- (2) 失業者にあつては、雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書等
- (3) 生活保護の受給者にあつては、福祉事務所長の発行する証明書
- (4) 災害等については、関係機関のその事実を証する書類
- (5) その他事由を証する書類

#### (減免承認の通知)

第5条 市長は、申請書等を受理した場合は、速やかに審査し、必要と認められる場合は、実地調査を行い、市営住宅家賃減額承認通知書を申請者に送付する。

#### (減免の期間)

第6条 減免期間は、原則3ヶ月とする。ただし次のいずれにも該当する場合は、その年度内に限り期間を延長することができる。

- (1) 市営住宅使用料等の滞納がない場合
  - (2) 全ての居住者が次のいずれかに該当する場合
    - ア 就労収入があり、減免申請日における就業先からの給与明細について減免申請日の属する月前6月分の提出がある(前年の1月1日以降継続して当該就業先で就業している場合にあつては、前年分の源泉徴収票の提出がある)
    - イ 年金等固定の収入の証明があり、就労収入の見込みがない又は就労収入の増加による減免率の変動が見込めない
    - ウ 就学又は障害等により、就労収入の見込みがない又は就労収入の増加による減免率の変動が見込めない
- 2 前項に規定する減免の期間の始期は、減免申請書を受理した月の翌月とする。
  - 3 減免期間の終期は、第1項の期間の最終日と減免の対象でなくなった日の属する月のいずれか早い月とする。

4 第2条第1項第4号に該当する者の減免期間については、前3項の規定にかかわらず第3条第4号ア又はイの市長の認定期間とする。

(減免の更新申請)

第7条 減免期間満了後引き続き減免措置を受けようとする者は、減免期間が満了する日の属する月の末日までに改めて第4条の申請手続をとらなければならない。

(減免の変更の届出)

第8条 減免申請を行った者は、家賃・敷金の減額免除・徴収猶予申請書の記載事項に変更が生じた場合は、第4条に規定する手続に準じ市長に届け出なければならない。

(減免者の届出義務)

第9条 減免措置を受けた者（以下「減免者」という。）は、減免事由が消滅した場合には、市営住宅家賃減額・免除事由消滅届を市長に提出しなければならない。

(減免終了（取消）の通知)

第10条 市長は、前条の届を受理し、減免者が減免の対象でなくなったことが判明した場合は、市営住宅家賃減額・免除終了（取消）通知書を減免者に送付するものとする。

(減免相当額の納付)

第11条 減免事由が消滅しているにもかかわらず、消滅後も引き続き減免措置を受けた者は、減免事由が消滅した日の属する月の翌月分からの減免相当額を納付しなければならない。

(徴収猶予対象者)

第12条 家賃等の徴収猶予の対象者は、市営住宅入居者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 疾病等の者で一時的に費用を要した者で、当該医療費の1月当たりの実所要額を収入月額から控除した収入月額が政令月収の収入分位第1階層の2分の1以下になった者
- (2) 退職、転職等により収入が一時的に低額になった者で収入月額が政令月収の収入分位第1階層の2分の1以下になった者
- (3) その他納期限までに納付することができないことにつき、止むを得ない理由があると市長が認めた者

(徴収猶予申請の手続)

第13条 家賃等の徴収猶予申請をしようとする入居者は、家賃・敷金徴収猶予申請書（規則様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 医療費の領収を証する書類
- (2) 退職、転職等にあつては、事実を証する書類及び収入を証する書類
- (3) その他事由を証する書類

(徴収猶予承認（不承認）通知)

第14条 市長は、申請書等を受理した場合は、速やかに審査し、必要と認められる場合は、実地調査を行い、市営住宅家賃徴収猶予承認（不承認）通知書を申請者に送付する。

(徴収猶予の期間)

第15条 徴収猶予は、6月以内の期間を定めて行う。

- 2 前項に規定する徴収猶予の期間は、申請書を受理した日の属する月の翌月から徴収猶予の対象でなくなった日の属する月までとする。ただし、入居可能日以前に受理した場合は、翌月とする。
- 3 徴収猶予期間の終期は、第1項の期間の最終月と徴収猶予の対象でなくなった日の属する月のいずれか早い月とする。

(徴収猶予者の届出義務)

第16条 徴収猶予措置を受けた者は、徴収猶予理由が消滅した場合には、市営住宅家賃徴収猶予事由消滅届を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

(下益城郡城南町の合併に伴う経過措置)

2 この要綱の第3条第1項第1号の規定により算出した城南町合併時入居者の減免後の家賃の額又は本来家賃が8,000円を超えない入居者の家賃の額(以下「最低限度適用有減免後家賃」という。)が同号の「ただし、減免後の家賃が8,000円未満となる場合は、当該家賃が8,000円となる額をもって減免する額とする。」を適用せず算出した減免後の家賃の額(以下「最低限度適用無減免後家賃」という。)を超える場合の城南町合併時入居者の家賃の額は、平成22年度分から平成25年度分までに限り、最低限度適用有減免後家賃から最低限度適用無減免後家賃を控除した額に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に最低限度適用無減免後家賃を加えた額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

年度の区分	負担調整率
平成22年度	0.2
平成23年度	0.4
平成24年度	0.6
平成25年度	0.8

附則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月17日から施行する

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

減免基準額	減 額 率
収入月額が27,000円以下	50パーセント
収入月額が27,001円以上 41,000円以下	30パーセント
収入月額が41,001円以上 55,000円以下	20パーセント

別表第2（第3条関係）

減免基準額	減 額 率
低家賃向住宅の入居者で収入月額が 0円の世帯	70パーセント